

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

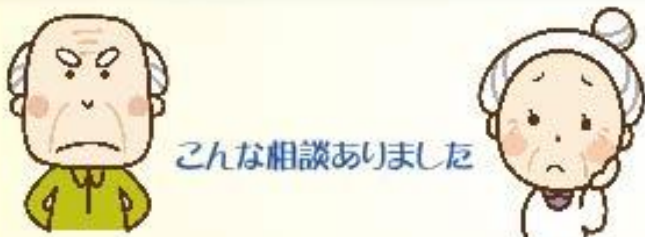
No.106

発行：東濃西部広域行政事務組合

銀行の取引確認メールの URL には絶対にアクセスしてはいけません！

パソコンやスマホに「〇〇銀行を利用いただき、ありがとうございます。このたび、ご本人様のご利用かどうかを確認させていただきたいお取引がありましたので、誠に勝手ながら、カードのご利用を一部制限させていただき、ご連絡させていただきました。ご利用確認はこちら」と URL が表示されている取引がある金融機関からのメールが届いていると多数報告されています。これは、フィッシング詐欺サイトに誘導するメールです。記載された URL には絶対アクセスしないようにしましょう。個人情報盗み取って、口座から預金を引き出す手口です。

不審なメールは無視をして、そのまま削除してください。不安なことがあれば取引金融機関が消費生活相談窓口にご相談しましょう。



こんな相談ありました

インターネット・テレビ・電話を利用していた通信回線契約を解約し工事してもらったところ、高額な違約料を請求された。違約金が発生するとは聞いていなかった。

一般的に通信回線契約を解約する場合、利用年数によって違約金が発生することがあります。また、撤去工事費用を請求される場合があります。いずれにせよ、契約時に取り決めがなされているので契約書をよく確認しましょう。契約書に記載がない場合には、支払いを拒むことができます。

8月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	18件
訪問販売	3件
訪問購入	1件
通信販売	32件
連鎖販売	1件
電話勧誘	8件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	4件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業